

厚岸町告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに厚岸町に意見書を提出することができる。

令和8年2月17日

厚岸町長 三浦克



- 1 都市計画の種類 準防火地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
厚岸町宮園1丁目、松葉1丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所 厚岸町建設課土木都市計画係
- 4 縦覧期間 自 令和8年2月17日
至 令和8年3月 3日